

サガン鳥栖応援バスツアー補助事業実施要綱

当該補助事業は、佐賀県プロサッカー振興協議会（以下、「協議会」という。）が、協議会に所属し、サガン鳥栖のホームゲームにおいて観戦チケットを購入し、観戦バスツアーを実施する団体等（以下、「利用団体」という。）に対し、予算及び補助上限額の範囲内において、以下のとおりバス代を負担することとする。

1 利用団体が貸切バス利用の応援バスツアーを実施する場合

（1）実施条件

- ア サガン鳥栖のホームゲームにおいて、観戦チケット購入者及び新規来場者を含む団体を対象とする。
- イ 協議会会員以外の団体が利用する場合は、協議会会員（主として市町）経由で申請報告する。
- ウ 同じ利用団体からの補助申請は原則1シーズン当たり1回までとする。ただし、不測の事態により、キャンセルとなった場合はこの限りではない。
- エ 補助上限額は「乗車人数」×3,300円とし、この上限の範囲内で実費支払額を補助対象経費とする。
- オ 補助上限額の範囲内であれば、高速道路及び有料道路の利用料金も補助対象経費に含めることができる。
- カ 1回の補助申請で対象となるバス台数は3台までとする。
- キ 補助金は全て利用するバス会社に支払う。
- ク 当該ツアーでは参加者からツアー代金等を徴収しないこと。ただし、補助金の上限額を超えた範囲で参加者から徴収する場合は、この限りではない。
- ケ 旅行会社の取り扱いも可能とする。

（2）補助申請及び支払いについて

- ア 原則、実施予定の1週間前までに申請書（様式1）とバス会社等の見積書を提出すること。
- イ 申請書提出後、予算の範囲内で実施できるかなどを協議会において確認するので、バス会社への正式な依頼は協議会からの実施決定の通知を受けてから行うこと。
- ウ 実施後、2週間以内に報告書（様式2）とバス会社等からの協議会宛ての請求書を提出すること。なお、実際のバス代が補助上限額を超える場合は、協議会への請求額は補助金額のみとして提出すること。
- エ 報告書の内容確認後、バス会社等に補助金を支払う。

2 利用団体が自己所有のバスで応援バスツアーを実施する場合

（1）実施条件

- ア サガン鳥栖のホームゲームにおいて、観戦チケット購入者及び新規来場者を含む団体を対象とする。
- イ 協議会会員以外の団体が利用する場合は、協議会会員（主として市町）経由で申請報告す

ること。

ウ 補助対象経費は、効率的な運行ルートにより、応援バスツアーの実施に使用したバスの燃料代、高速道路及び有料道路の利用料金とする。なお、当該ツアーでは参加者からツアー代金等を徴収しないこと。

エ 同じ利用団体からの補助申請は原則1シーズン当たり1回までとする。ただし、不測の事態により、キャンセルとなった場合はこの限りではない。

オ 1回の補助申請で対象となるバス台数は3台までとする。

○ガソリン代補助金額算定基準

補助金額＝燃費×移動距離

- ・車種：定員20名以上の車両を使用すること
- ・燃費：車両重量ごとに設定

(総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会推定値を基に算定)

- ・移動距離(実績)

○高速利用料金補助

出発地の最寄りのインターから鳥栖インターまでの片道又は往復の利用料金を補助する。

(2) 補助申請について

ア 原則、実施予定の1週間前に申請書(様式3)を提出すること。

イ 実施後、2週間以内に報告書(様式4)を提出すること。

(3) 支払いについて

○ガソリン代

佐賀県石油商業組合と協議会が契約し、市町、団体等に使用車両重量と利用実績(移動距離)に応じて消費量を算定し、算定量分のチケットを配布し、石油商業組合加盟店で給油する。(原則、配布後1か月以内)

○高速利用料金

報告書(様式4)で指定された口座(実施主体及び実施主体から委任された団体等の名義)に振込を行う。

3 キャンセル料の取り扱いについて

補助申請後、不測の事態によりキャンセルが発生した際のキャンセル料の支払いについては、協議会、申請団体及び利用団体で協議の上、決定することとする。なお、キャンセルの可能性がある場合は、事前に協議会へ連絡すること。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は平成29年4月1日から施行する。

この要領は令和元年10月1日から施行する。

この要領は令和3年9月1日から施行する。

この要領は令和7年4月1日から施行する。